

# お引っ越しの際は 手続きをお忘れなく



春は転勤や進学などで引っ越しが多くなる季節です。住所が変わると下記のような手続きが必要になります。  
 ※表内の赤字は届け出の際に必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。  
 清田区役所（平岡1条1丁目）☎889-2400

不用になった家庭用パソコンはリサイクルへ

	転出(清田区から市外へ)	転入(市外から清田区へ)	札幌市内・清田区内での異動	窓口	担当課	
住民票・印鑑登録・転校など	住所の変更 (住民票の異動)	住民異動届(転入届)。 ◆転入後14日以内に届け出  前住所地で発行した転出証明書・届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など) →転出証明書を発行しますので新住所地で届け出をしてください。  ※新住所は○番○号(または番地)まで、アパート・マンションなどの場合はその名称・部屋番号まで確認して届け出をしてください。	新住所地の区役所で住民異動届(区間異動・転居届)。 ◆転居後14日以内に届け出  届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など)	1階 23番～27番窓口	戸籍住民課	
	印鑑登録	転出前に印鑑登録証の返還。  印鑑登録証 *登録は転出届により自動的に廃止されます。	新たに登録の手続き。  登録する印鑑・本人を確認できる書類(事前にお問い合わせください。)			*住民異動届により自動的に住所が変更されます。
	転校 (小・中学校)	→今までの学校から在学証明書と教科書給付証明書を発行してもらい、転出先で手続きをしてください。	在学証明書  →入校票を発行しますので、前の学校で発行した在学証明書とともに新しい学校で手続きをしてください。			
国民健康保険・介護保険・国民年金	国民健康保険	転出前に脱退の手続き、保険証の返還。  印鑑・国民健康保険証・納付通知書	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 ◆転居後14日以内に届け出  印鑑・国民健康保険証・納付通知書	1階 2番窓口	保険年金課	
	介護保険	保険証の返還。要介護認定を受けている(申請中も含む)方は、受給資格証明書の交付の手続き。  印鑑・介護保険証・納付通知書	新たに加入の手続き。 ◆転入後14日以内に届け出  保険料の口座振替をする方は印鑑(通帳使用印)・預金通帳  要介護認定を受けていた方は、加入の手続き。 ◆転入後14日以内に届け出  印鑑・受給資格証明書			新住所地の区役所で住所変更の手続き。 ◆転居後14日以内に届け出  印鑑・介護保険証
	国民年金 加入者	新住所地で住所変更の手続き。 ※第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を經由して社会保険事務所に届け出ることになりますので、区役所で手続きをする必要はありません。	*住民異動届により自動的に住所が変更されます。			1階 1番窓口
国民年金 受給者	住所・支払機関変更届(はがき)を転出先の社会保険事務所へ郵送。  ※共済組合から年金を受給されている方は、それぞれの共済組合にお問い合わせください。	住所・支払機関変更届(はがき)を、新さっぽろ社会保険事務所(〒004-8558 厚別区厚別中央2条6丁目4-30 ☎892-9310)へ郵送してください(厚生年金受給者も同様です)。変更届(はがき)は区役所年金係にも置いてあります。				

